



# 岡田良一郎言論関係文書の紹介(一)

大藤修

## 目次

岡田良一郎の経歴

本稿所収文書について

凡例

① 明治六年三月「事務管見」

② 明治九年八月「民会論」

③ 明治一〇年四月「読朝野新聞第七十六号」

④ 明治一三年「財政管見」太政大臣三条実美宛

⑤ 明治二二年九月三〇日「条約改正中止建議余意陳述書」  
元老院議長大木喬任宛

⑥ 明治二五年「吾輩ハ実利民党ナリ虚称民党ニ非ス」

⑦ 年次不詳「県会議院ノ政庁ト相較驟スルヲ論ス」(仮題)

〈 〉内の年次は推定。

## 岡田良一郎の経歴

岡田良一郎は明治期の報徳運動の指導者である。彼は、天保一〇年(一八三九)一〇月二二日(陽曆一月二六日)、遠江国佐野郡倉真村(現、静岡県掛川市倉真)に岡田佐平治の長男として生まれた。通称は良一郎、名は清行、字は廉夫、淡が岳の麓に生まれたので淡山と号した。

岡田家は、代々倉真村の庄屋や掛川藩御用達を務め、持高も元禄一五年(一七〇二)四六・一九八石、享保七年(一七二二)一〇五・七六一石、宝暦一年(一七六一)二七九・〇七六石と近世中期には増加の一途をたどっていた

が、文化年間頃から家運は急速に衰え始め、庄屋・御用達も辞するに至っている。

良一郎の父佐平治（一八一二—一八七八年）は、家督相続後、家運を回復すべく家政改革に努めた。また、天保四年（一八三三）から同九年（一八三八）まで、当時紊乱していた土地の経界を正すために居村の反別改定と村帳簿の整理を行ない、その功績により、天保一〇年、倉真村下組庄屋、翌天保一一年には掛川藩の地方用達（いわゆる大庄屋）となった。

佐平治の家政立て直しの努力にもかかわらず、経営危機は回避されなかった。それは、農民層一般の窮乏化により、岡田家の地主経営における小作米収入が低下を来たしたことが根因をなしていた。したがって、岡田家の家政を立て直すためには、疲弊した農村自体を復興せねばならないという課題に迫られることになった。こうした時に、佐平治は報徳仕法を知るところとなる。

遠州地方に報徳仕法を伝えたのは安居院義道庄七である。彼は、相模国大住郡大山の修験密正院の家に生まれた。長じて、大住郡曾屋村十日市場の安居院家に婿入りした。同家は代々穀物商を営んでいたが、庄七は米相場に手を出し、失敗して大きな借財を作ってしまった。たまたま、二宮尊徳なる人物が、報徳の法というものを立て、無利足で金を貸して人々を救済しているという噂を耳にし、天保一三年（一八四二）七月二日、下野国桜町陣屋に尊徳を訪ねた。だが、尊徳との面会は許されず、しかたなく風呂番として陣屋の厄介になっているうちに、尊徳が門人や来訪者に話す報徳の教えを聞き感化され、報徳の哲理の会得に努めた。

帰郷して、報徳主義を商業に適用し、勤勉・正直・信用・薄利・現金売りを信条とする元値商いを始めたところ、結果は多売となって家政立て直しに成功した。報徳仕法が良法であることを確信した彼は、弟浅田勇次郎と共に畿内

各地に遊説し、同時に先進地域の農業技術の研究も行なった。この時、大和国で「伊勢・八幡・春日三社太々万人講」という講に加入している。この万人講は、河内国交野郡田口村の杉沢作兵衛という者が発起したもので、以前からあった灯笼・太々神楽の奉納や代参派出の組織を改良したものであるが、信心家の寄付金でもって道路・橋梁の普請などの社会奉仕をする組織でもあった。この点、「推譲」された報徳金を資金として窮民救済・難村復興事業を行なう報徳社と共通するところがある。

庄七と弟勇次郎は講元から組織拡大を依頼され、諸国を巡歴しているうちに遠州に着き、長上郡下石田村の敬神家神谷与平治を説いて万人講に加入させると共に、報徳仕法についても宣伝した。これを契機に、与平治を中心とする下石田報徳社が結成された。弘化四年（一八四七）三月のことである。翌嘉永元年には、倉真村の岡田佐平治も庄七・勇次郎兄弟に面会して報徳の教義・仕法について伝授を受け、この年一二月、倉真村「乙星耕地報徳社」を結成した。以後、安居院庄七の教えを受けた報徳連中の活動によって、遠州各地に報徳社の結成をみることとなった。

安居院庄七に指導された遠州の報徳運動の特徴は、第一に、「難村救済・家政改革」を目的とする尊徳の仕法に新しい農業技術や経営技術―例えば、稲の正条植え、薄蒔き、短冊苗代、深耕、畦畔改良、耕地整理、商業の元値売り等々―を結び付けたことである。このことによって、遠州の報徳運動は殖産興業を下から推進する力を發揮することになった。第二に、報徳の教義に農業神信仰を内実とする民間信仰を結び付けて伝道した点である。報徳結社も、従前から民間に存在した講組織を報徳主義によって再編成したものであった。第三に、尊徳やその高弟たちが関東・東北地方で行なった仕法は主として領主行政の一環としてのものであったのに対し、安居院は、農民たちに自主的な結社を促し、これを報徳仕法の推進主体としたことである。遠州の報徳仕法も後には行政仕法と結びついて展開されるとはいえ、もともと下がり盛り上がった運動であるが故、廃藩置県後も継続・発展してゆくこととなった。

さて、報徳運動が村役人層の主導の下に大衆運動として発展してくると、領主側も、これを上から政治的に編成し、領内の復興に利用することを図った。掛川藩領では、安政期以降、報徳仕法が領主行政の一環に取り込まれて展開している。岡田佐平治は、領内の難村復興仕法の責任者に任ぜられた。安政元年（一八五四）には、窮民撫恤・荒地開発の資金報徳金として米五〇俵宛六〇年間藩に上納することを自ら藩に願い出て許可され、また別に一〇〇両を献金している。佐平治の掛川領内の仕法は幕末で一〇数カ村に及んでいる。倒幕後、掛川藩主太田備中守が上総国柴山に転封され、駿河・遠江両国は徳川宗家の領地となり、明治元年（一八六八）五月に駿河藩（明治二年、静岡藩と改称）が成立すると、佐平治は藩庁の命により、引きつづき廃藩置県まで仕法を行なっている。

一方、良一郎は、安政元年、一六歳の時、二宮尊徳の門に入り、尊徳の事業に従事して訓誨を受けた。尊徳没後二年、安政五年（一八五八）に二宮塾を退学して、父佐平治と共に農事に従事した。

文久三年（一八六三）、掛川藩は、「地方団」なるものをつくり、農商の有志者を募集して武術を講せしめたが、良一郎は、「槍銃の技、まさに戦国必要の術なり、然れども経国の才は砲彈の下に立つべからず」（岡田淡山道人小伝）と考え、難局を乗り切るに足る「経国の才」を養うべく藩校「徳造書院」に入學し、五年間、ここで漢学を学んでいる。これより先、万延元年（一八六〇）、二二歳で倉真村下組の庄屋となり、堤堰・道路の改修、勸農に努めた。また、慶応三年（一八六七）、「ええじゃないか」の騒ぎがわき起こった時には、村民を戒め、一日にして鎮静させた、という。

良一郎は、掛川駅の鈴木陸老なる人物と親交があり、陸老の佐幕の志に良一郎も共鳴し、戊辰の変に際しては、出でて幕兵に従わんと欲したが、父佐平治に「汝もまた腐儒の徒のみ、支那の三代以降の革命の歴史を知るのみ、神武

以降二千五百余年、皇統連綿の尊を知らず、今や王政復古の機至る徳川氏になにかある」(同前書)と論されて、思いとどまわっている。明治元年(一八六八)、掛川藩主太田氏が下総に移封を命じられた際、領民はこれを惜しみ、朝廷に哀訴すべく、良一郎および鈴木陸老・松浦某らを推して総代となし、京都に上らしめた。良一郎らは数カ月滞京したものの、命を得ずして帰国した。この時、「富国策」一編を建議している。

明治二年(一八六九)、良一郎は、日坂宿伝馬所取締となり、駅政を改革した。明治四年(一八七二)には小區戸長となり、初めて小学校を居村に開き、同六年(一八七三)二月、大區副区長兼学区取締を命ぜられ、「時務策」教編を浜松県令林厚徳に建議している。この建議がきっかけとなって、彼は、四月、浜松県庁に出仕することになった(「三等出仕」)。最初は庶務課に勤務し、任官するや直ちに地方官会同出席のため、林県令に随行して上京している。上京中、「府県日誌ヲ発スルノ議」、「停奢侈行勤儉建議」、「建下院之建議」等、諸論を草している。帰国後、六月には租税課へ移って勸業係担当となり、八月に権小属に昇進した(明治八年、父佐平治病氣のため、依願退官)。

租税課勸業係として浜松県の殖産興業政策推進の中心に位置した良一郎は、出納課の八木正路なる人物より、本課に特別の金―明治三年の静岡藩の収税の四〇分の一を非常備として貯えておいた「庚午貯穀金」、および旧藩時代に岡田佐平治が献上した報徳金や遠州の有力豪農・豪商が献上した金である「献金」―が存することを聞き、これを勸業の資に供し、国家の公利を起こし、富国の基をなさんと考え、明治六年八月、県に対し資産金貸付所の設立を建議している。この建議に基づき、同年一月に資産金貸付所が設立された。基金としては、「庚午貯穀金」・「献金」の他に「仕法金」・「積立金」が加えられ、総額一九、四七四円、米一三三石余に上っている。この基金とは別に、県は一株五〇円の「加入金」を募集し、資金の増加を図っている。資金は殖産興業や難村復興仕法等のために低利ないし無利足で貸与された。資産金貸付所は、本社が浜松に、分社が中泉と掛川にそれぞれ置かれ、浜松県の監督下に御用係

(後に「主務」と改称)が運営に当たった。御用係には岡田佐平治をはじめ遠州きつての豪農・豪商たちが任用され、明治一一(一八七八)年二月には、岡田良一郎が同貸付所最高の地位である総括に任命されている。

また良一郎は、明治七年(一八七四)に、士族授産のために、浜松・掛川の両所に産業所を起こし、さらに女子教育のため浜松に女子工場を起こしている。

明治八年一月、遠江国報徳社が設立された。すでに嘉永五年(一八五二)以来、遠州報徳連中は、毎年一回「重世話人」の居宅を順次会場として報徳「大参会」を行なっており、元治元年(一八六四)以降は、「大参会」とは別に、遠州四地域でそれぞれ「参会」を毎月一回開き、報徳の教義の研究と農事についての意見交換を行なっていた。遠江国報徳社はこの「大参会」を母体とし、浜松県の勸業(勸農)政策に促がされて成立したものである。初代社長は岡田佐平治で、明治九年(一八七六)四月に良一郎が二代目社長に就任した(八木繁樹氏『報徳運動一〇〇年の歩み』の「創立以来役員一覧表」による。ただし、「岡田淡山道人小伝」では明治八年、「履歴書」では明治一〇年一月となっている)。

明治一一(一八七八)年には、良一郎の立案により、掛川農学社(舎)が設立された。農学社は、遠江国報徳社の分身として勸農機能を分担する、農事改良の指導機関であった。だが、松方デフレ期を通じて累積した負債のため、明治二一年(一八八八)に解散している。また、明治一〇年には、私塾冀北学舎を開き、漢英二学科を設けた。この学舎は明治一七年に廃されたが、入学者はこの間三〇〇余名に上り、東は南部・茨城より西は鹿児島に及んでおり、良一郎の長男岡田良平・同次男一木喜徳郎・河井弥八・橋本孫一郎らの俊秀を数多く生んでいる。

一方、明治九年(一八七六)以降、良一郎は遠州地方の地租改正をめぐる大紛争に巻き込まれている。浜松県が現地に係官を派遣して調べたところ、反当り平均収穫量は一石二斗三升であったにもかかわらず、あらかじめ一石四斗

と見積もっていた政府は、これを押し付け、その代わりに米価を引き下げる交換米案を認めさせようとした。これに対し、農民たちは、第二期地価修正の際、一石四斗という不当な反米と、今よりも上昇した米価を基礎に地価を決定される恐れがあり、「末代永々ノ民患」となるとして、全遠州にわたって猛烈な反対運動を起こした。浜松県令林厚德は対処に窮し、岡田良一郎らに官民を仲介して解決に当たるとして依頼した。

依頼を受けた良一郎は、農民を説得し、政府の決定に従う代わりに、交換条件として数年間坪刈りを行ない、明治一四年（一八八一）の地価修正の時に、この坪刈り成績に基づいて改正するという案を出して妥協を図った。しかし、政府は、一四年の改正を延期し、さらに一八年（一八八五）の改正時には坪刈りを無視する態度をとった。そのため、良一郎は、中央政府や県令と激しく対立するところとなり、地価修正運動を起し、ついに明治二十一年（一八八八）、坪刈り成績を基礎とする修正実現をかちとった。

この間、明治九年（一八七六）には、地租改正問題からんで、民会設立を要求する県民運動が展開され、県もこれを認めて、八月一四日に浜松県公選民会が開設された。この運動の先頭に立っていたのは、岡田良一郎と青山宙平である。この民会は、選挙権を満一六歳以上の女性を含む戸主に与え（被選挙権は二二歳以上）、記名投票で一小区二〇名の小区会議員を選出し、小区会の正副議長は大区会の議員となり、また小区会の議長は県会議員になるというシステムをとっていた。戸主に選挙権を限定しているとはいえ、低年齢層と女性にもそれを認めている点は、当時においては画期的なことで、「遠州民権価千金」と称された。

浜松県民会議長には岡田良一郎、副議長に青山宙平が当選した。両者とも、遠州地方の有力豪農である。だが、発足後間もない八月二一日に、中央政府は浜松県の静岡県への併合を強行した。これに対し、良一郎は、新県当局にかけ合せて、浜松県民会を遠江国州会と改称して存続させることを認めさせ、これを基盤に先述の地租改正問題解決に

取り組んでいった。一方、一二月には、静岡県民会も設置されたが、選挙権を女性を除く一八歳以上七〇歳以下の戸主に限定しており、浜松県民会と比べると大きく後退している。岡田良一郎も、静岡県議員に当選した。明治一〇年（一八七七）一月には、静岡県第一〇大区区长、第一〇大区学区取締・医務取締となっている。さらに明治一二年（一八七九）三月より同一六年（一八八三）一〇月まで佐野・城東郡長を務めている。

明治一〇年代には、右の如く、地方政治の舞台において、良一郎は多彩な活躍をしているが、この時期には、勸業面での言論・実践活動も活発に行なっている。明治一二年（一八七九）に『活法経済論』を、同一四年（一八八一）に『報徳富国論』を刊行し、勸業を基本とする富国策を体系的に提示すると共に、政府要人に対し、勸業政策に関する自らの所見を度々建議している。その一方で、掛川農学社において、勸業のための講演を頻繁に行ない、さらに明治一六年（一八八三）より『勸農俚謳集』を発行して、農業技術・報徳思想の普及に努めている。

また、従来資産金貸付所においては、「公有金」や株金を運用して得られる利子の一部を「別途積立金」として積み立て、これを救済・殖産興業のために低利あるいは無利足で貸し付けるという仕組がとられていたが、明治一二年（一八七九）には、当時佐野・城東郡長だった岡田が郡下の有志に呼びかけて、独立会計の「勸業資金」が設けられ、勸業のための金融機能の強化が図られた。明治一五年（一八八二）には、掛川農学社に製糸場を設置したが、これは失敗に帰している。しかし、同年に良一郎が立案した機械紡績の設立構想の方は、明治一七年（一八八四）に至って実現をみている。

明治三年（一八九〇）七月の第一回総選挙で、良一郎は衆議院議員に当選した。国会の場においても、彼は国家経済・地価修正等について活発な言論活動を展開している。明治二五年（一八九二）二月の第二回総選挙にも立候補したが、丸尾文六と争って落選した。しかし、明治二九年（一八九六）には、再び衆議院議員に当選してい

る。

明治二五年、良一郎は、先の勸業資金貸付制度を基として掛川信用組合を設立した。彼はかねてから報徳思想に基づき庶民金融機関の設立を構想していたが、時の内務大臣品川弥二郎と法制局長官平田東助が、ドイツの産業組合制度を我国にも移植することを図り、それに類似するものとして報徳社に注目していた関係上、その勧めもあって設立の運びとなったものである。それは、我国の信用組合制度の嚆矢をなすもので、明治三三年（一九〇〇）の産業組合法制定に至る足がかりともなった。長男良平も、良一郎の遺志を継ぎ、昭和八年（一九三三）に産業組合中央会頭となり、産業組合振興に力を注いだ。

良一郎はまた、明治二八年（一八九五）、報徳社員でもある実業家鈴木藤三郎の発起にかかる日本精製糖株式会社の創立にも参画し、同社の監査役となっている（明治三四年、これを辞す）。

明治三一年（一八九八）に政治活動から手を引いて以後は、良一郎は専ら報徳運動に挺身している。遠江国報徳社は、明治末年には全国にわたり七〇〇社を超える支社を有するに至り、明治四四年（一九一一）一〇月に社名を「大日本報徳社」と改称した。翌四五年一月、良一郎は老齢弱化を理由に社長を辞し、改選の結果、長子良平が社長に選任された。

大正四年（一九一五）一月一日、良一郎、病のため倉真村の自宅で死去。享年七七歳。法名「成徳院釈清居士」。

△参考文献▽

海野福寿氏編「岡田良一郎年譜」（一九七二年、大日本報徳社）。

「岡田無息軒翁一代記・岡田淡山道人小伝」（一九七七年再版・大日本報徳社）。

伝田功氏「近代日本経済思想の研究」（一九六二年、未来社）。

原口清氏「報徳社の人々」(『日本人物史大系』第五卷、一九六〇年、朝倉書店)。

原口清氏「明治前期地方政治史研究」上(一九七二年、塙書房)。

海野福寿氏「遠州報徳主義の成立」(『駿台史学』第三七号、一九七五年)。

中村雄二郎・木村礎氏編「村落・報徳・地主制」(一九七六年、東洋経済新報社)。

海野福寿・加藤隆氏編「殖産興業と報徳運動」(一九七八年、東洋経済新報社)。  
芳賀登氏「明治国家と民衆」(一九七四年、雄山閣)。  
八木繁樹氏「報徳運動一〇〇年の歩み」(一九八〇年、龍溪書舎)。  
田村貞雄氏編明治・大正・昭和の郷土史 二一「静岡県」(一九八二年、昌平社)。

### 本稿所収文書について

岡田良一郎は、その生涯にわたって、きわめて活発に著述活動を展開している(海野福寿氏編『岡田良一郎年譜』に各年次ごとの著述活動についても記されているので、参照されたい)。参考までに、これまで刊行された著作を以下に記しておこう。※明治一二年『活法経済論』、同一三年『郡中小考節録』、同一三年『無息軒翁一代記』、同一四年『報徳富国論』、同一六年『第二回巡回紀行』上・中・下、※同一八年『報徳学齐家談』、※同二五年『大日本信用組合報徳結社論』、同三一年『淡山論集』第一編、同三十三年編『報徳伝道編』、同三四年『淡山論集』第二編、同三四年『吾人に七宝あり』、※同三四年『治国指掌』、同三六年『報徳教へ草』、※同四一年『二宮大先生伝記』、同四二年『淡山論集』第三編・※同第四編。※を付したものは『二宮尊徳全集』第三六巻に収められている。

この他にも、良一郎は建言や時評等を数多く草しており、大日本報徳社(静岡県掛川市掛川九三七)所蔵の岡田家文書には、その草稿が存する(岡田家文書については、木村礎氏を代表者とする昭和四五年度総合研究(A)『資本主義成立期における地方体制の政治・経済史的研究』のメンバーによって整理され、目録が刊行されている)。本稿で



ものである。ちなみにこの号の朝野新聞を見ると、明治一〇年四月五日の発行で、「海内新報」欄に「遠州の百姓ハ地租改正の事に付一時苦情を鳴らせしが、此節ハことの外穩になり、戦争の咄しを聞き、何かお上の為めをして上げたものなど」と村々仲間を集めて昨今相談最中のよし、又同国金谷原に住居の土族ハ多く礪ぎ属を雇ひ頻りに刀剣を礪がせるとの風聞」(読点、引用者)という簡単な記事が載っている。これを読んで良一郎は、遠州地方が当今平穩になつたのは「民会ノ与テカアル」ところが大きいついて、府県は普く民会を起こし、政府は早く国会を開くべきことを論述して投稿している。

右の②・③と共に、良一郎の民権・政治についての考え方を知ることのできるものとして、⑥「吾輩ハ実利民党ナリ虚称民党ニ非ス」、⑦「県会議院ノ政庁ト相較驟スルヲ論ス」(仮題)を収めた。両方とも年次は記されていないが、『岡田良一郎年譜』を見ると、明治二十五年八月に「実利民報」を発売し、数カ月にして廃刊となつたとあるので、⑥はこの年に書かれたものと思われる。⑦の年次は確定し得ないが、「我カ静岡県会議院ノ政庁ト相較驟スルハ、何レノ日ニ叻マルヤ、蓋シ本県明治九年第五十八号ノ布達ニ叻マル也」、「県会ノ設日猶淺ク」という文面からして、明治九年一二月の静岡県民会の設立からあまり月日の経ていない時期に書かれたものと推測される。

④「財政管見」は、政府の財政政策について太政大臣三条実美に建議したもので、「謹シテ明治十三年度ノ予算ヲ闡スルニ」とあるので、この年に草したものと思われる。

⑤明治二十二年九月三〇日「条約改正中止建議余意陳述書」は、その緒言によると、九月二四日に静岡県下同志七〇余名の総代として条約改正中止ノ建議を元老院に提出し、受理されたが、なお「一言陳弁セント欲スルモノアリ」として、改めて草したものである。

## 凡 例

- 一、本文中に適宜、読点および並列点を記した。
- 一、漢字は新字体を用い、変体仮名および異字・合字は江・ム・而等の一部を除き、片仮名あるいは漢字に置きかえられるもの以外は平仮名に改めた。ただし、漢文の場合は、変体仮名もそのまま用いた。
- 一、校訂者の加えた傍註は（ ）を施した。

### ①明治六年三月「事務管見」

(表紙)

#### 事務管見

#### 第三大区副長兼学区取締

岡田良一郎

### (二) 第二則風俗ヲ正シ人心ヲ協和スル事

凡風俗ヲ正シ人心ヲ協和スルハ教ニ若ハナシ、雖然、徒教ハ以テ善ヲ勸ムルニ不足、徒政ハ以テ不善ヲ誡ムルニ不足、何ヲカ徒教ト云、教ユルニ言ヲ以テシ、身ヲ以テセス、教ユルニ身ヲ以テシ、術ヲ以テスル無キ也、何ヲカ術ヲ以テスト云、仏氏ハ神通ヲ以テ術ヲ得タリ、邪蘇ハ病苦貧窮ヲ救テ術ヲ得タリ、今我ニ神通ノ術ナシ、我ニ救病奇驗ノ法ナキトキハ、之ヲ率ユルニ正ヲ以テス、之ヲ率ニ正ヲ以テスルハ孔子ノ道也、正ハ則万世ノ法トナスヘク、一時人心ヲ帰スル不能、韓子有言紂ノ不仁以テ天下ヲ乱スニ足ル、孔子ノ仁以テ七十子ヲ服スルノミ故ニ、孔子ノ道ハ

政ヲ兼ルニ非レハ不行レ、曰、教正ニ非サル、之ヲ人心ヲ蠱或スト云、且、今我ニ神通自在之妙ナシ、救病奇驗ノ法ナシ、正ヲ以テ人心ヲ帰セント欲ス、之ヲ如何、曰、二人ヲ賞メ千万人ヲ歛ハシムヘシ、其之ヲ賞スルニ術アリ、一歳一次教官各区へ巡リ長幼老弱悉ク一所ニ会シテ、大ニ勸善懲惡ノ教ヲ施シ、敬神ノ旨ヲ主トシ、当路ノ人之ニ臨ミ、其衆中ニ於テ直ニ大ニ賞金ヲ与へ、其衆中ニ於テ一人ノ姦惡ヲ抜キ引テ、以テ大ニ誡ヲ下ス、毎区年々必如斯之ヲ施行シテ怠ルナク、大小区长之ニ繼キ平常惻々其旨趣ヲ諭シ、自ラ亦能其行ヲ為ス事アラハ、三年ヲ不待シテ必其風俗ヲ正シ人心ヲ協和スヘシ、是レ教へ徒教ニ非ス、政徒政ニ非サルナリ、抑此条尤為政ノ難スル処ニシテ、卑賤ノ敢テ当ル処ニ非スト雖モ、冀クハ力ヲ技ニ尽シ旨趣ノ貫徹ヲ致サンコトヲ

## 第二則士族ヲ鼓舞シテ自養ノ道ニ誘フ事

士族自養ノ道ヲ案スルニ、稼穡セント欲スルニ土地ナシ、商利ヲ務メント欲スルニ元金ナシ、徒手素餐望々然トノ日月ヲ空ニス、而シテ其食ム所ノ禄ヲ問ヘハ、三人口ヨリ寡キモノハナシ、之ヲ農夫ノ田禄ニ比スルニ、坐ノ三人口ノ禄アルモノ中農ノ家ナリ、中農ノ禄ヲ受テ活計足ラサルモノハ何ソヤ、手足ヲ動かスノ業ナキヲ以テ也、終年徒然トノ其口禄ヲ食ム、之ニ五人口ヲ与フルモ猶不足、之二十人口ヲ与フルモ猶不足、嘗テ千石ノ禄ヲ受シ時モ其有余アルコトヲ不聞也、然レハ則素餐ノ士ニ禄ヲ与フルハ淵ニ投スルニ異ナルナシ、試ニ三人口ノ米十三俵半ヲ以テ百姓ノ田徳ニ較スルニ、田一反歩ニ作徳一俵アルモノト見ル時ハ、九反歩ノ田ナケレハ三人口ノ徳ハ不挙ナリ、九反歩ノ田ハ高九石ナリ、之ヲ中農ニ比ス豈不可ナランヤ、況ンヤ五人以上ノ禄アルヤ、上農ト雖モ不及処ナリ、雖然、之ニ授クルニ業ヲ以テスルニ非レハ、数年ノ後ト雖モ、猶只官禄ヲ仰キ自養ノ道ニ至ルコトヲ得ヘカラサルナリ、故ニ吾嘗テ自養ノ道ヲ大略論スルコトアリ、今復之ヲ実地ニ施サント欲ス、夫レ三人口ノ米十三俵半、之ヲ折半シテ六俵七

分五厘、之ヲ田徳ニ擬シ代価トナストキハ、地代金凡六拾七円五拾銭ナリ、其田凡六反七畝拾五歩有ルヘシ、六反七畝拾五歩ノ田買テ三人口ノ人ニ与フ、其人自カラ田ヲ耕ストキハ、其耕シ得ル処ノ作徳一反歩ニシテ必一俵ハアルナリ、乃チ其徳六俵七分五厘、前ノ六俵七分五厘ト合セテ拾三俵半トナル、是乃チ一人半口ハ官ヨリ受、一人半口ハ自カラ耕ノ得ルナリ、県下ノ貫属ヲ概算スルニ、凡三千戸、平均一戸五人口ニシテ一万五千人、此米六万七千五百俵、之ヲ折半シテ三万三千七百五拾俵、県下小村ヲ省テ余凡八百村ニ分ツトキハ、一村ニ付四拾二俵余也、代金ヲ下シテ買上ヘシ、三千戸ヲ以テ八百村ニ分ツトキハ、毎村四戸ニ不及、毎村四戸各婦農ノ四拾二俵余徳ノ田ヲ耕シ、稼穡ヲ務ム、与フル処ノ禄ハ三万三千七百五拾俵ニシテ、耕耘ノ得ル処モ亦三万三千七百五十俵、之ヲ合セテ各全ク五人ノ禄ヲ得ヘシ、其坐ノ得ルト勤メテ得ルノ異アルノミ、然レハ則一戸ニシテ二人半口天下ニ益アリ、此俵拾一俵二分五厘、一俵代金一両一分ト見ルトキハ、代金拾四両永六拾二文五分也、其家居ヲ作ルニ当ツテ、或其一年ノ代金ヲ給シ、又ハ二年ノ代金ヲ一時ニ給スヘシ、家居既ニ成テ後ハ、其二人半口ハ從來空クスル処ノ人力ヲ挙テ得ル処ニシテ、国家富盛ノ基タル大ナリト云ヘシ、蓋士族ノ旧弊革ラサルユエンハ無他、其數百戸群居スルヲ以テナリ、之ヲ各村ニ分離シ置ハ、必ス其風俗民戸ト渾同スヘシ、怠惰ナルモノハ窮迫スヘシト雖モ、勤勞スル者ハ必ス家産ヲ興スモノアラン、是其自養ノ道ニ誘フノ基ナルヘシ、曰、三万三千七百五拾俵徳ノ地ヲ買上ルニハ、代金三拾三万七千五百兩ナルヘシ、何レヨリシ是金ヲ出サン、曰ク、豪商ニ命ヲ出サシメ、年々利米官ヨリ渡スヘシ、基本金ヲ返升スルニハ、彼ノ勤テ得ル処ノ二人半口ヲ以テ返償スヘシ、十年ニ及ハスノ必ス皆返償ニ及フヘシ、然レハ則十年ノ後ニ至テハ天下素餐ノ士民ナフン、自養ノ道確然相立コト必セリ、會計錯雜一瞥ノ弁シ難キヲ以テ之ヲ条列スル、左ノ如シ

一貫属士族凡三千戸

此扶助米六万七千五百俵 但、平均五人口 一人口四俵半積

内、三万三千七百五拾俵減省ス

初年二年ハ家作ノ手当ニ賜フ、三年ヨリ田地買上元金返償ニ向ヘシ

残米三万三千七百五拾俵 扶助 但、地買テ之ニ易フ

此地反別二千二百五十町 但、一反ニ付一俵半徳ノ積

此高二万二千五百石

此地代金三十三万七千五百両

但、管下凡八百村ニ割付、一村ニ付凡二十八石地ヲ買上ヘシ

一金三十三万七千五百両 買上地代金

此利米八年々扶助米ヲ差向ヘキ事

此元金返済

米三万三千七百五拾俵ツ、減省米ヲ以テ返償ス、十ヶ年ニ不及ノ皆済スヘシ

右、概略ノ目的ヲ立ルノミ、其精密ハ猶実地上ニ臨ムニ非レハ、會計ヲ立ル事不能也

右、士族ニ告諭ノ曰、自養セント欲スルモノハ速ニ願出ヘシ、不能モノハ禄五年ニ止ル

### 学校之事

学校資本ヲ盛ニスルハ衆力ヲ族ニ若カスト雖モ、不学無智ノ民ラン悦服ノ力ヲ焉ニ尺サシムルハ、其自カラ為ニスルニ非レハ不行レ、其自カラ為ニスルノ財ヲ举ノ学区ノ資ヲ起ス、其事両全、其概算如左

一 酒戸二万六千戸 但、三大区付二十六区、一区平均千戸

此金三千二百五十兩 但、一戸ニ付金二朱ツト十ヶ年積立、年一割二分ヲ以テ貸付、五分利元金へ加へ、七分利学区入用ニ遣私積

戌利金三百九拾兩 但、年一割二分利貸付

内、金貳百貳拾七兩二分 学区入用ニ下ケ渡

但、平均一区ニ付金八兩余

残金百六拾貳兩貳分 但、五分方元加積立

一 戌金三千貳百五拾兩

ノ金六千六百六拾貳兩貳分

亥利金七百九拾九兩永五百文

内、金四百六拾六兩永三百七拾五文 学区入用ニ下渡

但、一区ニ付平均金拾八兩余

残金三百三拾三兩永百貳拾五文 積立

一 亥金三千貳百五拾兩

ノ金一万貳百四拾五兩永六百貳拾五文

子利金千貳百貳拾九兩永四百七拾五文

内、金七百拾七兩永百九拾三文七分 学区入用ニ下渡

但、卷区ニ付金貳拾七兩余

錢金五百拾貳兩永貳百八拾壹文三分 積立

一 子金三千貳百五拾兩

ノ金壹万四千七兩永九百六文三分

(丑利金千六百八拾兩永九四八文八分 脱カ)

内、金九百八拾兩永五百五拾三文四分 学区入用下渡

但、卷区ニ付平均金三拾七兩余

殘金七百兩永三百九拾五文四分 積立

一 丑金三千貳百五拾兩

ノ金壹万七千九百五拾八兩永三百壹文六分

寅利金貳千百五拾四兩永九百九拾六文貳分

内、金千貳百五拾七兩永八拾壹文壹分 学区入用下ケ渡

但、卷区ニ付平均四拾八兩余

殘金八百九拾七兩永九百拾五文壹分 積立

一 寅金三千貳百五拾兩

ノ金貳万貳千百六兩永貳百拾六文七分

卯利金貳千六百五拾貳兩永七百四拾六文

内、金千五百四拾七兩永四百三拾五文貳分 学区入用下渡

但、尨区ニ付平均五拾九兩余

残金千五百五兩永三百拾文八分 積立

一卯金三千貳百五拾兩

ノ金貳万六千四百六拾尨兩永五百貳拾七文五分

辰利金三千百七拾五兩永三百八拾三文三分

内、金千八百五拾貳兩永三百六文九分 学区入用下渡

但、尨区ニ付平均金七拾尨兩余

残金千三百貳拾三兩永七拾六文四分 積立

一辰金三千貳百五拾兩

ノ金三万三千三拾四兩永七百三文九分

巳利金三千七百貳拾四兩永百五拾貳文五分

内、金貳千百七拾貳兩永四百貳拾貳文三分 学区入用下ケ渡

但、尨区ニ付平均金八拾四兩余

岡田良一郎言論關係文書の紹介 (一) (大藤)

残金千五百五拾壹兩永七百三拾文貳分 積立

一巳金三千貳百五拾兩

ノ金三万五千八百三拾六兩永三百三拾四文壹分

午利金四千三百兩永三百六拾文壹分

内、金貳千五百八兩永五百四拾三文四分 学区入用下ケ渡

残金千七百九拾壹兩永八百拾七文六分 積立

一午金三千貳百五拾兩

酉々午迄十ヶ年積立高

合金四万八百七拾八兩永百五拾壹文七分

但、巷区ニ付金千五百七拾貳兩余ノ備金ニ成

自是以後年々

此利金四千九百五兩永三百七拾八文貳分 但、年一割二分利

金貳千八百六拾壹兩永四百七拾文六分 学区入用下ケ渡

但、巷区ニ付金百壹兩余

内、金貳千四拾三兩永九百七文六分 積立銘々江下ケ渡

但、巷区ニ付金七拾八兩余

右積立金布告之大意

善不積、則以テ名ヲ成スニ足ラス、惡不積、則以テ身ヲ滅スニ不至トハ古聖ノ確言、茲ニ天下人民ノ依ル処ヲ察スルニ、攷々利ヲ務メ、漂々奢侈ニ流レ、文明ノ開化ヲ誤リ、自カラ其至ル所ヲ不知者有ニ似タリ、仮令日月普照ノ光ヲ蒙ルト雖モ、人々自ラ其身ヲ護ルニ非レハ、水旱飢餓ノ憂必ス免ル、ヲ得サルナリ、人ノ禽獸ニ異ル所以ハ、予メ其備ヲ為、屋ヲ作りテ風雨ヲ凌キ、衣ヲ製ノ寒暑ヲ防キ、有余ヲ貯ヘテ不虞ヲ俟ツ、抑又屋ノ風雨ヲ凌キ、衣ノ寒暑ヲ防カ如キハ、人々自カラ知テ能スル処ナリト雖モ、有余ヲ貯ヘテ不虞ヲ俟、困窮ノ小民ニ至テハ其日ノ生計後ヲ憂フルニ不遑、終ニ一粒・一錢ノ貯有事ナシ、一度凶歲至ルコトアラハ、首ヲ併テ死スルヨリ外アルヘカラス、慨歎スヘキ事ニアラスヤ、依之、今度三大区付一般日掛積繩ノ法ヲ令シ、大小トナク一戸一月錢百四文ヲ積立、一ヶ年合金式朱宛十ヶ年ノ間出金為致、役所ニ於テ年々五分ノ利息ヲ加ヘ積立置、非常ノ節ハ相違ナク下ケ渡スヘク、一月錢百文トイヘハ、難渋坏唱フルモノモ有ヘケレトモ、一月僅カニ繩一房ノ代ニ当ルノミナレハ、休日或ハ煙草休ノ暇ニモ成ヘキコトナレハ、決シテ違背ハナカラサルナリ、而シテ富民モ同様一戸金式朱トハイヘトモ、貧民ト同格ニ安ンスヘキニアラサレハ、志次第多分ニ積立ルニ於テハ、大ニ規模タルヘシ、但、学資獻金ノ有志及ヒ其区学舎ヘ別段尽力致スモノハ、一年金式朱ノ外出金ニ不及トス、夫今一戸ノ積所一年僅ニ金式朱ノ事ナレトモ、三大区付各区合算金三千式百五拾兩ノ數ニ至ル、之ヲ割式分ノ利息ヲ以テ貸付、五分利ハ金主ヘ下ケ渡スヘキ分トシ、七分利ハ其区内学校ノ入用ニ年々下渡スヘシ、十年ニ至テ元利金四万八百七拾八兩余ニ至ル、是ヲ二十六区ヘ分配スルニ、金千五百七拾式兩余ニ当ル、自是以後年利金四千九百五兩余ノ内、金式千式拾三兩余ハ五分利年々金主銘々ヘ下ケ渡シ、金式千八百六拾壹兩余ハ各区学校入用ニ下ケ渡スヘキ也、然レハ則一区毎ニ下ケ渡ス利金高金七拾八兩余、学区入用金百一兩余、合セテ金百七拾九兩余各区ヘ年々下ケ渡スヘキニ付テハ、十年ノ以後ニ至リテハ各区ノ幸タル少々ニアラサル也、是法

也、一ハ以テ凶飢ノ予備タルヘク、一ハ以テ困民平常ノ助トナルヘク、一ハ以テ学区ノ資本トナルヘシ、一挙シテ三徳挙ク、是所謂積小爲大ノ法ニシテ、亦以テ名ヲ成スニ足ルヘシ、冀クハ小区長・副一同能々此旨ヲ弁ヘ、戸長・副以下小前末々迄不洩様申論シ、当何月ヨリ吃度施行可致候也

其二

学校資本ヲ盛ニスル、既ニ衆力ヲ举ルト雖トモ、其初年ニ当テ一区ノ学資得ル処金八円ニ不過、十年ヲ待テ初メテ百金ノ資ヲ得ルカ如キハ、迂ナリト云フヘシ、即今挙テ之ヲ行ハント欲ス、而シテ有志ノ奮起ヲ俟ツ、雖然、之ニ授ルニ法ヲ以テスルニ非レハ、因循不敢、力ノ不足ヲ唱ヘテ空シク過クルノミ故ニ、予之カ爲ニ其方ヲ議スル、左ノ如シ

一金二拾五兩 一区中村高割ヲ以テ出金スヘシ

但、毎区平均五千石ノ見積、高百石ニ付金貳分ツ、課出、来ル午迄十ヶ年限

一金八兩 一区中積縄代金一戸金二朱、平均千戸、一ヶ年金百貳拾五兩ノ貸付、利金拾五兩ノ内金六兩余積立、

残金可遣払分

是ハ年々倍蓰スル、別紙ノ如

一金二百五拾兩

是ハ元資加入金連中ヲ建、一口五円ト定メ、十口ヲ以テ一連トス、二百戸ニシテ必一連ヲ結フヘシ、則千戸ニシテ二百五拾兩也、其二百戸一連ト云ハ、二百戸中ニ於テ富民ヲ選テ一連ヲ結フノ義也、觀者之ヲ誤ル無レ、但、小区ニシテ金員之ニ不满ト雖モ、其事情ニ随ヒ初ヨリ小学ヲ興スニ不足ハ、三、五年ヲ積テ後ニ興スヘシ、只、其徒然トノ過

ルヲ不允

利金三拾兩

内、金拾貳兩貳分 五分利金主江渡ス

残金拾七兩貳分 学校入用ニ可遣払分

ノ金五拾壹兩壹分 初年ノ学資トス

金拾兩 積繩利金増分

ノ金六拾壹兩一分 二年ノ学資トス

金拾九兩 同断

ノ金八拾兩壹分 三年ノ学資トス

余ハ准之、追テ如斯積繩代利金増分年々加入スレハ、忽チ学資備ワルヘシ

(奇) 外寄特ノ志ヲ以テ献金ヲ願フハ、一ニ本人ノ志ニ任ス

右は、今度学制ニ依テ各区小学設立ノ方法予メ議ノ布達ニ及フト雖トモ、区ニ広狭・地理ノ不同・戸数ノ多寡・貧富アリ、概ノ一方ヲ用ユヘカラストス、雖然、其目途ヲ建テ事ヲ企ツルニ非レハ、数年ノ後ニ至テ、猶依然開化ノ智識ヲ得ル不能ノミ故ニ、苟モ即今学ヲ起スノ資本不足ト雖トモ、既ニ一簣ヲ覆ツ時ハ、進ムハ我方行ナリ、三年ノ後ニ至テ必為スコト有ルニ足ルヘシ、各区長・副宜シク此旨趣ヲ明弁シ、区内へ説諭シ、来ル幾日限り右雛形ニ倣ヒ其方法相立、無相違可申出、苟モ再願スルモノアラハ、必其旨趣ヲ問ワントスルモノ也

右、職掌上ニ於テ其責免ル可ラサルヲ以テ、敢テ管見ヲ述、拙陋ノ甚キ報然躬ヲ容ラル、勉無シ、嗚呼紙筆ニ災ス

第三大区副長兼学区取締

明治六年春三月

岡田良一郎

## ②明治九年八月「民會論」

### 民會論

疾行則躓、徐行則達、修行・裝備・糧儲、万里期程者、与百里之旅不同其資也、千里趨行者、与十里之客不同其裝也、風雨暴驟荒沙不見家、而無患飢与寒者、豈非以行裝・糧儲不匱之故哉、登峻嶺、踰重險徒步、而不踣者、非以徐行之故哉、今吾於民會、觀其如斯矣、請管論之、夫民會之成立者、西洋各国之下院是也、天下之政、決上院者、下院不可、則不得行也、決下院者、上院不可、則亦不得舉也、而上下之議院不可、則國王・統領亦不可以得令天下也矣、議院之於國政、其權豈不甚重乎、故知其、議員則天下之英俊学兼百家識該、古今明政理、通民情、而其人僉出州・県民會之選舉、是民會者下院之所以由、起而天下施政之源与為、可謂任重而道遠也、行裝・糧儲可不修而備乎哉、蘇子曰、凡人之情一舉而無功、則疑再、則厭三、則去之矣、夫然故慎之、其始而觀其終、則天下之事以通、無過矣、所謂民會之糧儲者何也、天下之法律是也、和之以經濟之学、法者所以治民也、律者所以処刑也、經濟者所以利国家也、暗法、則不可以輔治、不通律、則難以伸冤、疎經濟、則国家之損害不可測也、議員必通此三者、内則自既戸太子之憲法、藤原不比等律令、貞觀・延喜之格式、貞永式目、近代之公裁録、外則至唐明清律、英仏魯米之民法、万国之公法、凡天下関法律可引証、于今日者、議員各分担任其一部、常講明之、併總覽經濟百家之書、其於維新之公布律令・規則、固不俟論也、故其議事取舍參考、歷然有所徵、而上不犯法制、下不忤民情、上下有所委頼而不叨功利、不囿時榮、遂

欲以達其極、民会一起而一渠道正矣、誠如斯可見、非虛設也、雖然、民会之弊往々有官民之爭、於英查理斯第一世

チャーリス

當時議事院威權漸盛、上下各得其所、国王忌之、欲奪其權、張王室之威、及惹爾日第三世、當時國富民安、而風俗一變、人皆厭門閥、生即位四年遂廢之、物論蜂起、國無寧日、議事院復興而遂廢王、為合衆政治、不羈獨立之意、議事院頗有其党、政府命而黜之、國民騷擾、遂、於仏路易非立、王即位之初虛已聽衆、晚年稍違其私欲、欲收威權、於王室以政府、就其史其乱可徵矣、吾不能解西成亞米利加之叛、之決議、禁民庶之會議、人民不聽、王以兵庄之、忽為戰鬪之場、書、暫就訊書見其端、耳、識者諒之、何也、官不与而民欲得之、官欲收之、民不還也、夫然故、察災患于未然防、禍乱于未萌在、今日為尤當務之急、自非有學術卓識者、未易當其变也、是以人民初知學術之在下而有所用、鄉學隆盛、人才統出、終將保全國

家之福矣、論者曰、有民会之設、某事可議也、某弊可革也、某利可興、某害可除、某法可設、凡權内之事宜直舉而無不悉也、吾謂、不可專為然也、蓋國有民会、宜如家畜猫也、從容眠食未見多少之伎倆、而其鳴一声碩鼠股栗伏竄而不見蹤、為今其議員者、立論公明、広通万国之法律、通明經濟之學、一触其議、則正邪立判、利害立分矣、猶、碩鼠触家猫、則知何物、猾兎乎得、敢不畏避乎、彼自知而能畏避、則不用伎倆而上下無虞、民權油然而溢下野無頑民、賢哲滿庁教化如流沛然不可禦也、大哉、民会之有裨益于国家也、雖然、猫者為鼠而畜之、而彼若日夜孜孜然為主人務、鬻鼠探厨下索屋上、暴举騒然、毀臚投器、則不為主人所、歐擊者幾希矣、抑民会而如斯、則奈之、何以寡伏于衆勢不敵也、以勢不敵之故、屈己從人、自以為不平、衆寡或為党、乱之本也、如耶蘇新教之於羅馬旧教、凡事利於一方、則不利於一方、覓其兩全、又既難益于上、則損于下、天下之政者平觀天下而施之、一渠之治者平觀一渠而行之、未必違顧偏隅区々之障碍也、議院必欲一々而除之乎、決而不可得也、夫為政者抱天下之勢也、其不可防也、如水之、就卑惟、從其勢而導之、令至所不屈、則水可以灌田也、政可以適民情也、故今之民会者、亦猶、導政之水路乎、防其害助其利、論者曰、民会而如斯、因循何与昔日異哉、豈夫然乎、事傷輕舉成持重、且、人之權利者、生於修己、不修己而徒責人、不愠者幾希也、以責人之心責己修己、以待人言順而易從、嗚乎議員之尽心其厚如斯乎、庶幾是免疑之厭之去之之患矣、論者有謂、民会猶早矣、懼其驟進、不修己而待人也耳、夫豈早云乎、修己待人、吾知其果足伸民權裨益國

家也、行装・糧儲万里期程、而不蹟者、嗚乎吾於民會觀其如斯矣、諸君以為如何

明治九年八月

議員 岡田良一郎謹稿

③〔明治一〇年四月〕「読朝野新聞第七十六号」

読朝野新聞第七十六号

国憂実ニ未タ免ル不能也、民心実ニ未タ安スル不能也、而ノ鬩境謐然遠州地方当今至テ平穩ノ雜報ヲ朝野新紙ニ登録セラル、ニ至ルモノハ、固ヨリ政府無限ノ徳沢民心ニ洽浹スルニ由ルト雖モ、亦本州民会ノ与テカアルモノ、豈甚喜ハシカラスヤ、嗚乎本州ノ蚤ク既ニ民会アラシメハ、去年三月地租改正ノ国難ニ際シ、何ソ些ノ騒動ヲ須ヒン、十月ノ事ニ及ンテ民会無ラシメハ、茨城・三重ニ先達ツ間髪ヲ容レス、偉ナルヤ民会ノ徳也、一州相会スレハ、以テ一州ノ難ヲ靖ムヘシ、一県相会スレハ、以テ一県ノ害ヲ除クヘシ、天下ヲ会スレハ、以テ天下ノ大乱ヲ戡定スルニ足ルハ、大小ノ差アリト雖モ、吾レ本州ノ蹤ヲ顧ミテ之ヲ覩ル、府県蓋ソ普ク民会ヲ不起、政府何ソ早ク国会ヲ不開、雖然、国会ハ府県会ヨリ始ムヘシ、府県会不起ノ先ツ国会ヲ開カント欲スルハ、山川ヲ一足飛ノ京師ニ至ルモノ也、府県会既ニ起ラハ、府県ノ議長相会ノ政府ニ乞フ、政府民智ノ進歩ヲ喜ヒ議院ヲ開ク、何ノ躊躇スルコトカ之アラン、抑モ茨城・三重ノ百姓一揆ハ、地租ノ困窮ニ由ルト雖モ、県会ナキカ故タルハ、吾儕之ヲ推知スルヲ得タリ、佐賀・萩・熊本・鹿児島ノ士族暴挙ハ、征韓党ノ不平連ニ出ルト雖モ、甚ソ国会無カ故ニ非ルヲ知ンヤ、試ニ思ヘ、征韓ノ議誰カ之ヲ是トシ、誰カ之ヲ非トスル、前日政府先ツ之ヲ国会ニ議シ、天下ノ可否スル処ヲ取り、以テ廟筭ヲ一決セハ、大使帰朝ノ日復出師ヲ弭ムルヤ否、吾レ未タ知ル不能也、後日天下ノ可否スル処ヲ取り、以テ廟筭ヲ一決セハ、

西郷・江藤ノ徒切齒扼腕スルモ、夫レ將タ誰人ニ向テ憤慨ヲ吐カント欲スル乎、惜哉、当時国会ノ設アラハ、今日ノ妖氣必ス消テ三年ノ前ニ在ラン、然ラハ則、曩日民撰議院猶蚤シトスルノ論者禍根ヲ今日ニ養生シタリト云モ、未タ遽カニ冤ヲ訴フルヲ得ヘカラサル也、雖然、勢ヲ以テ之ヲ論スレハ、国家艱難ニ際セサレハ、国会得テ起スヘカラス、否起ルヘカラサル也、今也、国家多難如斯、国会ノ將ニ起ラントスル、夫レ是ノ時ニ在ル乎、政府国会ヲ起サレハ、各県起テ之ヲ興サン、各県起テ之ヲ起サレハ、私会興ル、私会群起ノ党派分ル、党派相較驟ノ国危シ、彼ノ仏国ノ大变革ノ如キ是ナリ、鮮血野ニ灑キ腥風空ヲ掃フ、民党起テ王党斃レ、王党起テ民党踏ル、甲俯ニ起幾数年、終ニ欧州大陸ノ体面ヲ一洗スルニ至ルト雖モ、其惨毒豈恐レサルヘケンヤ、我レ与ヘサレハ、彼レ起テ之ヲ取ル、与ルモノハ我ニ権アリ、取モノハ彼レニ権アリ、之ヲ与ヘンカ、抑モ之ヲ取ルニ任センカ、嗚乎天下国会ノ挙今日ニ在テ何ノ躊躇スル処アラン、政府何ソ早ク国会ヲ開カサル、冀クハ府県ノ諸君心ヲ鬪セ志ヲ一ニシ、速ニ人智進歩ノ程度ヲ表シ、政府ノ驩ヲ得テ立憲政体ノ聖意ヲ遵奉シ、君民一致、以テ天下ヲ維持スルノ域ニ至ラン、吾儕国事ニ困難スル、斯ニ一年民会ノ実践スル処ヲ願ミ、聊カ時事ニ感触スル処アリ、衷懷ヲ吐露ノ謹テ四方ノ君子ニ告ントス、貴社ノ余白ヲ汚スヲ得ハ幸甚

在東京 岡田良一郎

#### ④（明治一三年）「財政管見」

##### 財政管見

謹テ建議ス、論者曰、方今政府財政困難ト、或ハ曰、物価ノ騰貴ハ紙幣ノ低落也ト、或ハ曰、米価ノ騰貴ハ金貨ノ騰

卑臣下良一郎愚

貴ニ因ルト、是ヲ以テ政府或ハ地租米納ノ議アリトシ、或ハ外債募集ノ議アリト、墻外室ヲ窺ヒ其議ヲ評スルモノ固ヨリ論スルニ足ラスト雖モ、外債募集ノ議ノ如キ、臣愚之ヲ巷ニタモ聞ヲ願ハサル所ナリ、物ニ思フ、財政ノ困難ハ之ヲ救フニ術アリ、以テ困難ト為スニ足ラサル也、物価ノ騰貴ハ紙幣ノ低落ニ非ス、而シテ生産者ヲ益シテ坐食者ヲ損スルノミ、興國興産ノ道是ヨリ大ナルハナシ、米価ノ騰貴ハ金貨ノ騰貴ニ因ルニ非ス、金貨ハ自カラ金貨ノ価アリ、米価ノ競フヘキニ非ルナリ、臣今建言ノ意甚タ急ナリ、故ニ文辞ヲ修飾スルニ不遑、救済ノ方直チニ之ヲ左ニ列獻シテ意見ヲ開陳セントス

第一、金貨ノ騰貴ヲ救助スルハ、輸入ヲ防キ、物産ヲ繁殖スルヨリ外ニ策アルナシ

物産ノ繁殖スルハ、生産者ニ利ヲ与へ、坐食者ヲノ生産ニ就カシムルヨリ要ナルハナシ、故ニ物価ノ騰貴ヲ患トセス

輸入ヲ防クハ、上ノ人一切西洋物ヲ用ユルヲ禁スヘシ、衣服宮室ノ製一切西洋ニ擬スル勿レ、官員ノ邸宅西洋ニ擬スルハ、速ニ之ヲ毀タシメ、更ニ本朝ノ宮室ニ易ヘシソヨ、但、武官ノ軍服ハ此限ニ非ス

綿畑・甘蔗畑ノ地稅ヲ免許シ、綿・砂糖ヲ繁殖セシムヘシ、其稅ヲ欠ヲ補フニハ、内外産ノ綿布及砂糖均シク課稅スヘシ、当今薪ノ高直ニ依テ砂糖ノ製造甚タ利ナシ、故ニ年々減少ノ勢アリ、砂糖ノ如キハ地稅ヲ除クノ外、尙肥料ヲ給スヘシ

天下ノ教導職ニ論シテ、外国産ヲ用ユル勿レヲ説教セシムヘシ

中小學校教則書中ニ一部外国品ノ害アルヲ著述シタル書ヲ用ヒ、必ス毎一度之ヲ暗誦セシムヘシ

日本人民ニノ外国品ヲ着用シ官省使・府県等へ出ルヲ許サス

官省ノ造營自今決ノ西洋ニ擬スル勿レ、方今ノ建築成功シタルハ、追テ國富ミ財足ルニ及ンテ改築スヘシ

外国品商店ノ營業者ハ、地方税金ノ課額制限ヲ除キ、百円迄ヲ課スルヲ許スヘシ、但、保護関稅ヲ課スルニ至テハ之ヲ廢ス

第二、物価ノ騰貴今俄カニ低落スルヲ要セス、是レ官省使・府県ヲ言ハスシテ其用ヲ節セシメ、諸官員・華士族及京洛繁華、子ヲ令セシテ儉ヲ行ハシメ、天下ヲ令セシテ侈驕ヲ止メシムル也、農・工・商田舎ニ鼓腹シテ都会ニ桴腹スレハ、都会ヲ去テ田舎ニ向フ、古ニ所謂其都府ヲ視レハ、寂如タリ、其田舎ヲ視レハ、鬱如タルモノ、將ニ遠カラスシテ見ル事ヲ得ヘキ也、仁術ト云ハサルヘケンヤ、天下ノ民仁ヲ稱ス、都会ノ民ニ何カアラソ、諸工業及ヒ商会ノ田舎ニ興ル、当ニ是ヨリ始マルヘシ、然レトモ、此上猶物価高キニ失シテ底廢ナクンハ、宜シク漸次紙幣ヲ減スヘシ、其之ヲ減スルハ、先国立銀行發行ノ紙幣ヨリ始ムヘシ、令シテ其十分ノ一ツ、年々ニ返上セシメ、十ヶ年ニノ皆納セシムヘシ、豈必ス十ヶ年ナランヤ、物価底止セスンハ、五年若シクハ三年ヲ以テ皆納セシムルモ不可ナルナシ、凡国立銀行紙幣ノ如キ、政府財政ノ損タル甚シキモノハアラン、政府何ニ依テ斯ノ如キ不經濟ヲ行ハル、ヤ解スル不能所ナリ

第三、謹シテ明治十三年度ノ予算ヲ閱スルニ、政府財政立タサルニ非ス、何ヲ以テ之ヲ困難ト云フ、若シ果シテ財政立タスンハ、則国立銀行返納ノ紙幣ニ易ヘテ政府ヨリ發行スヘシ、是レ紙幣増發ニ非ス、乙ヲ以テ甲ニ易ユルノミ、凡天下流通ノ紙幣壹億貳千万……円、天下ノ戸數七百三十三万ニ賦スレハ、戸ニ付僅カニ拾六円三十七錢ノミ、何ヲ以テ其衣服ヲ修メ、家居ヲ營シ、余財ヲ以テ蓄積スルヲ得シ、況ンヤ都会豪商富戸ノ蓄藏者多キニ於テオヤ、従来田舎ノ農民常ニ一元ノ金ヲ藏セサルモノ十ヶ五ナリ、豈貧ナリト云ハサルヘケンヤ、今ノ紙幣ヲ以テ平均スルモ、猶巷戸ノ有斯ノ如キ不過、然レハ則、方今ノ紙幣未ダ曾テ多キニ不失、庶幾クハ今ノ紙幣ニ易ルニ他日必ス金貨ヲ以テセン

方今物価ノ騰貴ハ紙幣ノ低落ニ非ス、凡紙幣ノ低落ト云ハ、政府支消ノ道立タス、人民紙幣ヲ信用セスノ、流通セサルニ依テ其価ヲ失フノ名アリ、今ノ紙幣ノ如キハ、人民毫モ之ヲ疑ハス、流通益々劇ナリ、何ソ之ヲ低落ト云ハン、從來卑キニ失スルノ物価ヲ貴カラシメ、始メテ其当ヲ得ルニ近キヲ見ルノミ

紙幣消却ハ輸出ノ輸入ニ超過スル日ヨリ始ムヘシ、輸出百萬元超過セハ、紙幣百萬元ヲ消却スヘシ、千萬元ヲ超過セハ、千萬元ヲ消却スル妨ケ無カルヘシ、苟モ輸入年々千萬元ヲ超過スルノ今日ニ於テ、紙幣ヲ濫リニ減却スルノミヲ務メハ、天下流通必ス梗塞ヲ生スルコト疑ナシ、何トナレハ、方今ハ百事物品ヲ以テセスシテ、金ヲ以テ支給スルノ秋ナレハナリ、或ハ又外国債ヲ募リ正金壹億万ヲ以テ紙幣壹億万円ニ易ヘシニ、流通高ニ於テ増減ナケレハ、物価下落スルコトナシ、但、其正金ハ不日ニシテ豪商富戸ノ金庫ニ藏シテ、一片タモ流通セサル憂アルニ至ランノミ

方今政府紙幣償還ノ予算額ハ、宜シク内外公債証書償還ニ充ツヘシ、公債償還シ訖テ紙幣ノ償還ニ向フ、人民ノ政府ヲ信スルコト一ニノ政府ノ利タル大ナリト云ヘシ、何トナレハ、紙幣ハ無利足ノ公債ナリ、其公債タルハ一ナレハナリ

右、謹テ奉建議候、僭越之罪追ル、厚ヲ知ラス、誠恐誠惶頓首々々謹言

遠江国佐野郡倉真村十七番地

岡田良一郎

太政大臣三条実美殿閣下

⑤明治三十二年九月三〇日「条約改正中止建議余意陳述書」

(表紙)

条約改正中止建議余意陳述書

静岡県平民

岡田良一郎

条約改正中止建議余意陳述書

草莽臣某

静岡県下同志七十余名総代トシテ、去ル廿四日ヲ以テ謹テ条約改正中止ノ建議ヲ 貴院ニ奉呈セシニ、速ニ採納セラ  
ル、ノ榮ヲ得、喜ンテ寢ラレス、夙夜之ヲ念フ、国家重大ノ事、結局果ソ如何、亦杞憂ニ堪ヘサルモノアリ、然リト雖  
モ、条約改正草案是非ノ義ハ、天下新聞ニ著述ニ論説既ニ尽シ、殆ント余蓋無キヲ以テ又陳述スヘキ要語無キカ如  
シ、而シテ一言陳弁セント欲スルモノアリ、何ソヤ、曰、外人内地雜居ノ事及不動産所有ニ関スル法律ハ民法草案  
中ニ編制セラレタルヤ否、外務大臣外国トノ条約ニ依テ日本ノ法律ト為ルヘキモノナルヤ否ヤ、窃ニ思フ、外務大臣  
ハ外国条約ノ事ニ於テハ全權ヲ委任セラレタルモノナルモ、日本ノ法律ヲ制定スルノ權アルヘカラス、若シ外国交渉  
ノ法律ハ一切外務大臣ノ方寸ニ因テ決定スルヲ得ヘキモノトスレハ、国家ノ浮沈ヲ挙テ外務大臣ニ委スルモノナリ、  
某謹テ案スルニ、決シテ此ノ理アルコト無シ

内地雜居ノ事ハ至大至重ナリ、人種ノ消長ニ関シ、国体ノ存亡ニ与ル、然レトモ、外国何国ニ於テモ雜居ヲ許シ、雜

居ヲ許スニ非レハ、文明国ト対等同權ノ交際ヲ為スヘカラサルモノトセハ、國家文明ヲ熱望スル今日ニ在テハ、其問題ヲ度外ニ措クコトヲ得サルヘシ、既ニ度外ニ措クコトヲ得ストセハ、詳カニ其利害ヲ講究ノ内地雜居ノ法律ヲ制定セサルヘカラス、雜居ノ外人ハ一切内国人ト同等ノ營業ヲ許スヘキヤ否、一切諸株券・公債証書ノ類モ所有スルヲ許スヘキヤ否ヤ、或種ノ營業ハ之ヲ許サハ害アリトセハ、其法律ニ禁セサルヘカラス、又不動產所有ノ權、田宅・山林・鉱山一切之ヲ許スヘキヤ否ヤ、或ル地方ニ於テハ許スヘカラストスル、不利アルトキハ其法律ニ於テ制限ヲ定メサルヘカラス、内地雜居ノ外人ハ教育ノ事如何、兵役ニ服スルノ義務無キモノ任官ノ權利アルヤ否、彼レ所在隨意ニ學校ヲ建築シ其子弟ヲ教育セハ、學令ニ拠ラシムルヲ得ルヤ否、依テ宗教主義ヲ以テ日本ノ子弟ヲ教育セハ、其弊害如何

抑モ外人内地雜居・不動產所有權ノ如キハ、國家永久ニ関スル至大至重ノ問題ニシテ、事畢竟内政ニ屬ス、決ノ外交秘密ニ屬スルノ事ニ非ルナリ、而シテ外務大臣ノ權内ニ屬スルカ如ク思惟シ、法律制定ノ權ト條約締結ノ權ヲ混淆ノ分別無キカ如キ、是レ實ニ國家今日非常ノ言論ヲ釀成シタル所以ニ非ル無キヲ得ンヤ、論者ハ或ハ云ハン、宣戰・講和條約締結ノ事ハ憲法ニ於テ 天皇ノ特權ニ歸ス、外務大臣ハ 天皇ノ委任ヲ受ケテ締約ヲ為スモノナレハ、如何ナル條約ト雖モ、其權内ニ屬スル事ナリト、是甚タシキ謬見ナリ、 天皇ハ憲法ヲ破リテ委任ヲ為スコトヲ得サルヘク、外務大臣ハ法律ヲ犯シテ條約ヲ締結スルヲ得ヘキモノニ非ス、謹ンテ案スルニ、憲法第二十七条ニ日本臣民ハ其所有權ヲ侵サル、コトナント、夫レ日本國ハ日本臣民ノ棲息・所有スル所ニシテ、万世一系ノ 天皇統治ヲ玉フ所ナリ、外國臣民ノ浪リニ棲息・所有スルヲ得ヘキ所ニ非ス、今外國臣民ニ雜居ヲ許シ、所有權ヲ許ストキハ、是豈日本臣民ノ所有權ニ侵害無キヲ得ンヤ、現今猶土地ヲ外人ニ売却スルヲ得サルノ法律消滅シタルコトヲ聞カス、實ニ臣民ノ所有權ヲ憲法ト法律ヲ以テ安全保護セラル、ノ盛意タル、曠々火ヲ視ルカ如シ、然ルニ、現今法律ノ許サ、ルニモ

拘ハラズ、外人ニ不動産所有ノ權ヲ許スコトヲ約ストセハ、是レ法律ノ範圍ヲ越テ締約シ、立法家ヲ止ムコトヲ得ス法律ヲ改正セシメントスルモノニ非スヤ、而シテ所有權侵害ノ甚シキハ、外人ニ所有權ヲ与ルヨリ大ナル無シ、何トナレハ、我カ子孫ヲノ勉ノ余、先世ノ土地ヲ買戻サントスルモ、既ニ外人ノ手中ニ歸シ、又復スヘカラサレハナリ、然ト雖モ、公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ルノ明文アルヲ以テ、内國事業上ニ関スル所有地ハ勿論、外人ヲノ雜居セシメテ利アリ、所有權ヲ与ヘテ大ニ國益ヲ興スヘキノ必要アルニ當テハ、其利害ヲ詳カニシ、法律ヲ制定シテ之ヲ許スノ時アルヘシ、是レ内國ノ都合ヲ主トスルモノニシテ、外國ノ都合ヲ先スルモノニ非ス、故ニ法律制定ハ必ス國會ノ議ヲ經サルヲ得サルモノナリ

某外國ノ史乘ニ暗シ、引証ノ以テ其說ヲ確ニスル能ハスト雖モ、聞ク所ニ拠レハ、露國ハ或ル地方ニ於テ不動産所有ノ權ヲ制限シ、米國ハコロンビヤ地方ノ土地ヲ所有スルヲ許サス、又会社株券所有權ノ制限ヲ立ル等、皆其國ノ法律ヲ以テ制定シタリ、法律ハ必ス國會ノ議ヲ經サルヲ得ス、國會無キノ國ニ於テハ、元老院・樞密院ノ議ヲ經ルヲ當然トス、國家其法律アリ、而シテ外務大臣ハ其法律範圍内ニ於テ條約ヲ締結スルノ權アルノミ、奚ソ憲法・法律ニ抵触スルノ條約ヲ締結スルノ權アラザヤ

蓋シ法律ハ外國ノ為ニ作ルモノニ非ス、國家ノ安寧・獨立ヲ保護シ、福利ヲ増進スルヲ以テ主眼トス、而シテ我カ帝國憲法ニ一切外人雜居ヲ許スノ條款無キハ、外人雜居ノ日本ニ大害アルヲ予防スルノ盛意ニ出タルモノナリ、然ルニ、外人雜居ヲ許サ、ルノ明文無キヲ以テ、外人雜居ハ憲法ニ於テ防ク所ニ非ストセハ、即チ亦外人ヲ官吏ニ任用スルヲ得サルノ明文無キヲ以テ、高等法官ヲ任用スルノ公文ヲ發シタルト同一ノ愆ヲ為シタルモノナリ、既ニ外人ヲ法官ニ任用スルノ違憲ニ當ルヲ以テ、歸化人ヲ用ユルコトト變シ、歸化法ヲ制定スルノ必要ヲ生シタルニ非スヤ、歸化人ヲ処スル、既ニ法無キ不能、況ンヤ外人ヲノ雜居セシメ、諸營業ヲ營マシメ、不動産ヲ所有スルヲ得セシムルニ於

テ如何ソ、其法律無ルヘケンヤ、法官任用ノ如キ、幸ニ憲法ニ拠テ論破スルモノアリ、而ノ内地雑居ノ事、憲法・法律ニ違背スルヲ論スルモノアルヲ聞カス、某以為ラク、等ク是憲法ニ<sup>(矛)</sup>牟盾スルナリ、現行ノ法律ヲ度外視スルナリ、内地雑居ノ法律制定以前ニ於テ、決ノ外人雑居ヲ許スヘカラス、内地雑居ハ日本ノ利タルヲ認メサレハ、其法案ハ議スヘカラス、土地所有權ヲ外人ニ許サザルノ法律現行ノ時ニ当テ、外務大臣何ヲ以テカ外人ニ不動産所有權ヲ許スコトヲ明言スルコトヲ得ン、外務大臣豈日本政体ノ全權ヲ掌握スルモノナランヤ

嗚乎、我カ日本帝国人種消長・国体在亡ノ分ル所、実ニ条約改正中止・断行ノ二途ニ決ス、賢明老成ナル我カ元老院議官諸公閣下、閣下ハ日本帝国法律討議是非猷替ノ任ニ在リ、而ノ内国法律ノ存廢ヲ以テ専ラ外務大臣ノ政策ニ任メ、今日ヲ救済スルコト無ク、万世ヲ愆ルコトアリトセハ、上天皇陛下ニ対シ、下人民ニ向ヒ、夫レ將其責任ヲ如何セン、某不学ニシ内外ノ法理ニ通セス、独リ憂國ノ衷情ヲ抱テ禁スル能ハサルモノアリ、夙夜痛念ノ余、僭越ヲ顧ルニ違アラス、謹テ陋見一片ヲ草シ、尊敵ヲ冒瀆シ奉ル、言若シ不敬ニ涉ルコトアラハ、責罰免ル、所無キヲ知ル、採菲下体ヲ以テスル無キヲ得ハ、幸甚ノ至ニ御坐候、誠恐誠惶頓首々々謹言

明治二十二年九月三十日

静岡県遠江国佐野郡倉真村平民

岡田良一郎

元老院議長伯爵大木喬任殿

④「明治二五年」吾輩ハ実利民党ナリ虚称民党ニ非ス」

吾輩ハ実利民党ナリ虚称民党ニ非ス

王莽恭謙ス、并吞ノ日周公恐懼ス、菅蔡ノ時正ニ是レ虚実ノ抽象ヲ画クヘシ、今ヤ天下ノ時論之ニ似タルモノアリ、乞フ、吾レ之ヲ弁セン、世人ハ民党ノ字義ヲ如何カ解スルヤ、蓋シ民党トハ在野政事家ノ党与タルノ義ニシテ、人民ニ実利ヲ与フルノ党タルノ義ニハ非ルヘシ、在野政事家ヲ取テ代ラシメハ、必ス人民ヲ利スル事ヲ証明スルヲ得ルヤ否、若シ其証明ヲ為ス能ハス漫然雷同スルモノナリト云ハ、吾レ其愚ヲ愍笑セサルヲ得ス、或ハ又現政府ヲ改良スルヲ主眼ト為スト云ハ、吾レモ弁、其党ナリ若シ徒ニ政權与奪ヲ以テ目的ト為スモノナリトセハ、吾ハ之ヲ以テ虚称民党ト言ハン、如何トナレハ、實際ニ蚤ク人民ノ疾苦ヲ救フヲ目的ト為サ、レハナリ

抑モ政權与奪ハ止ムコトヲ得サルニ於テ之ヲ行フヘシ、時ヲ知ラサレハ、空シク国家ノ禍乱ヲ醸成ス、国家禍乱ノ生スル、人民ヲ塗炭ニ陥ラシムルヲ観念セサルヘカラス、佐賀・山口ノ暴動ハ措テ論セス、鹿児島ノ戦争実ニ政權ノ争ニ生シ国家ヲ疵弊セシメタル至大ナラスヤ、西郷ノ志望必スシモ国家ニ不忠ナルニ非ルヘシト雖モ、歴史千歳決ノ岳武公ヲ以テ其死ヲ論スルコト能ハサルモノナリ、曩ニハ干戈ヲ以テ政權ヲ奪ハントス、今ハ言論ヲ以テ政權ヲ奪ハントス、事同シカラスト雖モ、理ハ乃チ一ナリ、世ノ民党ナルモノ先ツ人民ヲ利スル事ヲ務メス、国家ヲ以テ私党ノ営利場ト為サント欲ス、世人ハ其党略ヲ知ルヤ否ヤ、吾カ輩ハ実利民党ナリ、虚称民党ニ与スルモノニ非ス、何ヲカ実利民党ト云、人民ノ希望スル所ヲ達シ、国家ノ実益ヲ挙クルヲ以テ目的ト為シ、政權与奪ヲ以テ目的ト為サ、ルモノヲ云、政府ニ終ニ目的ヲ達セサランメハ、吾カ輩モ亦取テ代ルノ時ニ会セン

人民ノ希望スル所ハ多端ナリ、一朝ニノ普ねク之ヲ達スル事ハ能ハサルナリ、其大ナルハ國權拡張・商權恢復ニ在

ラン、其小ナルハ各地方ノ利害ニ関スル事ナラン、或ハ言論・集会・結社ノ自由ト云、或ハ地方分權ト云ヒ、或ハ營業諸税ノ規則ト云、凡百ノ問題ハ皆ナ漸ヲ以テ改良セサルヘカラス、今我カ静岡岡県地方ニ於テ請願スル所ノ四大川国库支弁ノ如キ、固是レ国家ノ利害ニ大關係アルモノナレハ、宜シク速ニ其願意ノ貫徹スル事ヲ務メサルヘカラス、故ニ其願意ヲ貫徹シテ国家ノ巨害ヲ除カントスレハ、独リ四大川ノミヲ国库負担ト為スヘカラサルモノナレハ、天下ノ河川ヲ調査シテ国库ノ負担タルヘキモノヲ撰定セサルヘカラス、故ニ河川調査ノ建議ヲ可決シタリ、而シテ之カ調査ヲ為サントスレハ、其費用ヲ支出セサルヘカラス、予算案ニ於テ之ヲ削除シタルハ、彼レ多数民党ノ為ナリ、何ニ依テ実利ヲ人民ニ与フルコトヲ得ヘキヤ、虚称民党ハ政權爭奪ニ熱心シテ地方ノ民事ニハ甚タ冷淡ナルモノナリ

地価ノ修正ハ頗ル難事ナリ、各地人民熱心希望シ、議員モ亦頗ル尽ス所ナリ、大多数ヲ以テ可決シタルニモ関セス、之ヲ実行スルノ志ニ置テ冷淡ナルハ、猶河川調査費ニ於ルカ如シ、地価修正委員会ノ組織ヲ勅令ヲ以テ定ムトスルハ、政府ヲ信シタルカ如クナリ、而シテ他ノ一方ニハ現政府ハ不信用ナリト云、終ニ修正ノ希望ヲ空シク水泡ニ帰セシメタリ、今後何時ニカ其希望ヲ達セシメントスルカ

其他一切国民民福ノ事業ヲノ進歩スルヲ得サラシメ、而シテ天下ニ大呼シテ民党万歳ト称ス、果シテ其実アルヤ否ヤ民友子ハ曰、岡田良一郎氏ハ吏權党ノ忠信ナリト、吾ハ曰ク、民友子ハ吏權党ノ忠臣ナリ、人民ノ実利ヲ發達セシムル能ハスノ、現政府ノ吏權ヲ益々長セシムレハナリ、吾等ハ実利民党ナリ、現政府ヲノ着々人民ノ希望ヲ達セシメン事ヲ務ムレハナリ、民友子ハ又曰、立憲政府ヲ組織スル者ハ必スシモ東洋流ノ豪傑ヲ要スルニ非ス、唯一ニ輿論ノ後援有リシ国民多数ノ希望ニ適合スル政治家・政党タレハ可ナリト、而シテ国民多数ノ希望ヲ無視シテ国家ノ実利ヲ後ニシ政權爭奪ヲ目的トスル政治家ヲ推サハ、果シテ立憲政体ニ適合スルモノト為ス乎、吾輩ハ実利民党ナリ、虚称民党ニ非ルナリ

⑦年次不詳「県会議院ノ政庁ト相較驟スルヲ論ス」(仮題)

我カ静岡県会議院ノ政庁ト相較驟スルハ、何レノ日ニ昉マルヤ、蓋シ本県明治九年第五十八号ノ布達ニ昉マル也、何ニ由テ之ニ昉マル、其三州議員ノ数ヲ同等ニスルニ由ル也、抑モ党与ノ弊地方ニ依テ生スルモノトセハ、事毎ニ議員ノ数ヲ増減セサルヘカラス、海浜ノ利害ハ山辺ノ議員ヘ関涉セス、若シ山辺ノ議員多キニ居ラハ、海浜ノ利ニ非ルヘシ、宜シク山・海ノ議員ヲ同数ニセサルヘカラス、沿道ノ利害ハ村落ノ議員与リ知ラストセハ、海道ノ事ヲ議スルニ当テハ、沿道・村落宜シク其議員ヲ同数ニセサルヘカラス、下等人民ノ利害ハ上等人民与リ知ラストセハ、上党人民ノ党与ハ下等人民ノ利ニ非ス、議員撰挙ハ其半数必ス下等人民ヨリ撰挙スヘシ、之ヲ是レ問ハス州ヲ是レ問フ、一州必ス利害ヲ同フスルモノニ非ス、遠州ノ海浜ハ猶駿州ノ海浜ノ如シ、遠州ノ沿道ハ亦駿州ノ沿道ト異ナルナシ、山村僻落何ノ州カ之レナキヲ得ン、下等人民常ニ多クシテ議員劫テ中等以上ニ出ス、然レハ則チ、党与起立ノ害州ニ非ス、却テ議員所在ノ地位同異ニ在リト云ハサルヲ不得也、苟モ斯ノ如キノ弊害アラハ、政庁必ス亦其議員ヲ増損セント欲スルカ、然リト雖モ、是レ甚タ否ラス、凡ソ議院ノ事タル、其可トスヘキ理アリテ之ヲ可トシ、非トスヘキ理アリテ之ヲ非トス、其理ノ当テサル処ハ論場ノ許サ、ル処、決議ノ後一方ヨリ其理非曲直ノ質問アレハ、議長必ス之カ明弁セサルヲ不得、明弁スル不能ノ決議ハ施行スルヲ得ス、皆ナ一県ノ大体ヲ以テ之ヲ論ス、故ニ一孤特立ノ議論ト雖モ、衆論ヲ弁破スル不能ハ、未タ必ス衆ヲ以テ決シ易スカラストス、否決スヘカラサル也、然レハ則、必ス党与起立ノ弊ナキ乎、曰ク、否ナ、弊必ス時ニ從テ生スヘシ、彼ノ仏国ノ乱ル、ヤ、議院ニ二党アリ、曰ク王党、曰民権党、民権党ニ二アリ、過劇党ト温良党是也、王党起レハ、民党倒レ、民党起レハ、王党倒ル、之ヲ斃スニ議論ヲ以テセスノ兵力ヲ以テシ、国遂ニ大ニ乱ル、党派ノ盛ナル如斯ハ弊ノ尤モ大ナルモノ也、怖レサルヘケンヤ、曰ク、然ラ

ハ、党与起立ノ弊ヲ予防スルモノ豈必ス不可也トセンヤ、議院何ソ政庁ト較轢スルヲ用ヒン、曰ク、議院ノ設ケアルハ法ヲ立ルノ基タリ、法必ス議院ニ成テ之ヲ行政ニ囑スヘシ、国会ノ設日猶淺ク、以テ行政ノ法ヲ立ルニ至ラスト雖モ、議院ノ旁程ヲ更正シ、法則ヲ成整シ、弊害ヲ予防スル、旁専ラ議長・幹事ノ担任スル処ニ之ヲ可否スル、必ス議員ノ権内ニ帰スヘシ、政庁若シ其更正ヲ欲スルニ当テハ、必ス議案ヲ以テ之ヲ議院ニ付スヘシ、苛モ然ラサレハ、却テ是レ立法ノ権行政官ニ在リ、而シテ議院ハ全ク政庁ノ属隸タリ、議院ノ権果シ何シカアル、議員甘シク其命ヲ奉セハ、是レ議院ナキ也、之ヲ奉セサレハ、必ス相較轢ス、故ニ曰ク、国会議院ノ政庁ト相較スルハ明治九年第五十八号ノ布達ニ昉マル也

